

第5部 国際知財制度研究会まとめ

第1章 はじめに

今年度の国際知財制度研究会（以下「研究会」という）においては、国際的な枠組みにおける知的財産を巡る状況、二国間・地域的な経済連携協定における知的財産を巡る状況、各国における知的財産制度を巡る状況、及び国際的な知的財産制度の議論について、事務局等からの報告の後、議論を行った。本部では上記報告、議論も含め全体を振り返り、まとめにすることとした。

第2章 国際的な枠組みにおける知的財産を巡る状況

第一に、「医薬品をめぐる最近の状況」においては、継続して重大な社会問題となっている新型コロナウイルス感染症を取り上げ、TRIPS ウェイバーをめぐる最近の動向、WHO におけるパンデミック条約及び国際保健規則（IHR）改正の動向等国際機関の議論の状況、各国・民間企業における知財関連の動向が報告されるとともに、パンデミックにおける産学連携に関する企業・大学に対するアンケート・ヒアリング調査の結果が報告された、また、委員から MPP に関する製薬業界の考え・取り組みやバイオ医薬『特許の藪』と後続品の参入に関する議論の動向について発表が行われた。

研究会では、産学連携について、平時の準備に加えて非常時の瞬発力の両方が必要であり、また行政の役割も重要という指摘がなされた。また、TRIPS 協定の柔軟性に関する WHO 等の姿勢やエクイティという概念についての懸念が指摘された。さらに、特許の藪について医薬だけでなく他の産業界でも課題になるのではないかという点について意見交換が行われた。

第二に、「WIPO、WTO/TRIPS 理事会等、知的財産の専門的なフォーラムにおける議論の状況」に関しても、近年のフォーラムにおける議論全般の動向に加え、遺伝資源等の出所の開示要件に係る国際法的文書及び意匠法条約に関する WIPO における条約交渉の動向について報告がなされた。

第3章 二国間・地域的な経済連携協定における知的財産を巡る状況

2022 年に、それぞれ、我が国との間で、EPA に関する共同研究が立ち上げられたイスラエル、バングラデシュの両国について、知財制度の概要や、締結済みの EPA における知的財産章の規律の分析、及び TRIPS 協定や RCEP・CPTPP 等我が国が締結済みの主要 EPA/FTA の規定との関係の比較・分析について報告がなされ、意見交換が行われた。

研究会では、イスラエルについて、特許期間延長制度が外国で特許期間を延長した特許を参照する制度となっていること、パテントリンケージの制度がないこと、Regulatory Data Protection がバイオリクスにはないことについて懸念する旨の指摘がなされるとともに、EU はイスラエルだけでなく PLO とも経済連携協定を結んでいるとの指摘があった。また、バングラデシュについて、同国発のジェネリック医薬品が 130 か国ぐらいで販売されていることの紹介があった。

第4章 各国における知的財産制度を巡る状況

第一に、欧州単一特許制度について、その経緯、制度の概要、論点及び課題、我が国企業に対する影響（メリット・デメリットなど）について報告されるとともに、委員より単一特許・統一特許裁判所制度の動向について発表がなされた。研究会では、欧州統一裁判所（CJEU）の体制の整備状況や制度開始後の運用の状況について意見交換が行われた。

第二に、欧州における最近の知財関連注目判決及び知財制度改正動向に関し、欧州統一裁判所（CJEU）、欧州一般裁判所（GCEU）等及び主要国（イギリス、ドイツ、フランス等）における知財関連注目判決並びに EU（規則等の改正動向、「知的財産に関する行動計画」の各項目の進展状況等）及び主要国における知財制度改正動向について報告がなされた。研究会では、EU の強制実施権に関する規則や薬事法改正案について懸念する旨の指摘がなされ、また、SEP や SPC を扱うこととなった EUIPIO の権限についても意見交換が行われた。

第5章 国際的な知的財産制度の議論

諸外国における地理的表示保護制度について、関連する法律、地理的表示の定義、保護対象、効力や商標に関する規定との調整等について整理した結果及び地理的表示の保護と国際協定を巡る動向について報告され、また、農林水産省から我が国における地理的表示保護制度について、発表がなされた。

研究会では、EU の地理的表示保護は、農業政策と深い関わりを有しており、各国内における実施方法は極めて複雑であることや、そうした諸外国における保護の状況について国内の地理的表示関係者にも十分に理解してもらう必要があるとの指摘がなされた。

第6章 むすび

経済のグローバル化や情報社会化が益々進展している中、知的財産権を国際的に保護することの重要性は年々高まっており、その実現のために TRIPS 協定や同協定を上回る知的財産の保護を規定する二国間・地域間の経済連携協定の重要性が増しているのみならず、知的財産や科学技術を巡る状況がめまぐるしく変化する現在においては、各国の法制度は、各国のニーズや政策目的に合わせより複雑化している側面もある。

本年度の研究会においては、二国間・地域間の経済連携協定に関しては、イスラエルとバングラデシュを、各国の法制度に関しては、EU 及び欧州の主要国を、さらに国際的な知的財産制度では、諸外国の地理的表示保護制度を取り上げたが、いずれにおいても、近時の社会状況等を踏まえ、知的財産制度は急速に変化し、複雑化していることが確認された。

加えて、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を踏まえ、WTO においては、TRIPS ウェイバーの拡大提案について、また WHO においてはパンデミック条約案及び IHR 改正案の検討がなされているところ、諸外国における対応や国際フォーラムにおける議論の状況が今後の医薬品アクセスと知財を巡る議論に及ぼす影響についても、引き続き注視していく必要がある。

かかる状況においては、TRIPS 協定をはじめとする多国間条約の履行確認や、二国間・地域間経済連携協定、投資協定による高いレベルの知財保護のルール化を追求することのみならず、各国の知財法及び関連法の改正・施行動向、知的財産権の執行状況並びに産業界のニーズ動向に関して絶えず注視し、情報収集及び分析をすることが重要であり、そのような情報収集及び分析を通じて、我が国が国際的な枠組みの中で推進すべき知的財産政策について検討することの重要性がますます高まっていると言える。